

改正後	現行														
<p>(削除)</p>	<p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 区長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ロ 公民館長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ハ 民生児童委員協議会委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ニ 社会教育委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ホ 主任児童委員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>ヘ 青少年問題協議会委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ト 小・中学校 PTA 委員</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>(会議)</p> <p>第4条 子どもネットは、第2条の業務の目的を達成するために、次の会議を設置する。</p> <p>(1) 地域連絡会議（未成年者の現況に対する認識を深めるための研修の実施及び情報交換を行う）</p> <p>(2) 事例検討会議（具体的事例の迅速な対応及び関係機関との連絡調整を図る）</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第5条 子どもネットの委員は、会議において知り得た事項について、秘密を厳守し、これを他に漏らしてはならない。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の水巻いきいき子どもネット運営規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。</p>	イ 区長	1名	ロ 公民館長	1名	ハ 民生児童委員協議会委員	1名	ニ 社会教育委員	1名	ホ 主任児童委員	3名	ヘ 青少年問題協議会委員	1名	ト 小・中学校 PTA 委員	2名
イ 区長	1名														
ロ 公民館長	1名														
ハ 民生児童委員協議会委員	1名														
ニ 社会教育委員	1名														
ホ 主任児童委員	3名														
ヘ 青少年問題協議会委員	1名														
ト 小・中学校 PTA 委員	2名														